

ふじみ野市議会議員政治倫理条例新旧対照表（案）

改正案	現行
<p>(政治倫理基準)</p> <p>第3条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 政治活動に関し、企業及び団体等から政治的又は道義的な批判を受けるおそれのある寄付等を受けないものとし、議員の後援団体にあっても同様とする。</p> <p>(2) 市並びに市が設立した公社、資本金その他これに準じるものを出資している公益法人及び補助金を交付している団体(以下「市等という」。)が行う工事等の請負契約、当該請負契約の下請契約、業務委託契約及び物品納入契約(以下「請負契約等」という。)に関し、特定業者を推薦し、若しくは紹介するなどの有利な取り計らい又は妨害、排除等の働きかけをしないこと。</p> <p>(3) 市等の職員の公正な職務執行を妨げ、又はその権限若しくは地位による影響力を不正に行使するよう働きかけないこと。</p> <p>(4) 市等の職員の採用、昇任、降任、転任その他の人事について、特定の個人が有利又は不利になるよう働きかけないこと。</p> <p>(5) セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、その他の人権侵害のおそれのある行為をしないこと。</p> <p><u>(6) 事実に基づかない発言及び情報発信をしないこと。</u></p> <p><u>(7) 品位を損なう一切の行為を慎み、その職務に関して、不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。</u></p> <p>2 議員は、その行為が前項の政治倫理基準に違反するものとして疑惑を持たれ、又は政治的若しくは道義的な批判を受けたときは、誠実に疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明らかにしなければならない。</p>	<p>(政治倫理基準)</p> <p>第3条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 政治活動に関し、企業及び団体等から政治的又は道義的な批判を受けるおそれのある寄付等を受けないものとし、議員の後援団体にあっても同様とする。</p> <p>(2) 市並びに市が設立した公社、資本金その他これに準じるものを出資している公益法人及び補助金を交付している団体(以下「市等という」。)が行う工事等の請負契約、当該請負契約の下請契約、業務委託契約及び物品納入契約(以下「請負契約等」という。)に関し、特定業者を推薦し、若しくは紹介するなどの有利な取り計らい又は妨害、排除等の働きかけをしないこと。</p> <p>(3) 市等の職員の公正な職務執行を妨げ、又はその権限若しくは地位による影響力を不正に行使するよう働きかけないこと。</p> <p>(4) 市等の職員の採用、昇任、降任、転任その他の人事について、特定の個人が有利又は不利になるよう働きかけないこと。</p> <p>(5) セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、その他の人権侵害のおそれのある行為をしないこと。</p> <p><u>(6) 品位を損なう一切の行為を慎み、その職務に関して、不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。</u></p> <p>2 議員は、その行為が前項の政治倫理基準に違反するものとして疑惑を持たれ、又は政治的若しくは道義的な批判を受けたときは、誠実に疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明らかにしなければならない。</p>